報告第４号

訴えの提起専決処分につき報告のこと

市営住宅明渡等請求のため、訴えの提起をすることにつき、地方自治法第１８０条第１項の規定に基づき専決処分したので、同条第２項の規定により次のとおり報告する。

令和５年５月１５日提出

明石市長　　丸　谷　聡　子

専決第７号

訴えの提起のこと

市営住宅の明渡し等を請求するため、訴えの提起をすることにつき、地方自治法第１８０条第１項の規定に基づき、次のとおり専決処分する。

令和５年４月１２日専決

明石市長　　泉　　房　　穂

記

１　相　手　方

明石市在住の個人である相手方Ａ及び相手方Ｂ

２　請求の要旨

市営住宅（市営鷹匠住宅）に相手方Ｂを無断で同居させた相手方Ａに対し、当該住宅の明渡し並びに令和５年３月２３日から明渡し済みまで月額５４，０００円の割合による損害賠償金及び既発生の損害賠償金２１，２００円の支払いを、当該住宅を不法占有する相手方Ｂに対し、当該住宅の明渡しを、それぞれ求めるもの。

（提案理由）

本案は、市営住宅の明渡し等に係る訴えの提起につき、地方自治法第１８０条第１項の規定に基づく市長専決処分事項第６項の規定により専決処分したので、同法同条第２項の規定により報告するものである。